

[医療機関の承認]

- 臨床修練指定病院
- 医療法第7条第1項による開設許可(承認)
- 健康保健法による(特定承認)保険医療機関
- 生活保護法による医療機関
- 労働者災害補償保険法による医療機関
- 原爆医療法による一般医療法
- 原爆医療法による認定医療法
- 母子保健法による妊婦乳児健康診査
- 母子保健法による養育医療
- 戦傷病者特別援護法による厚生医療
- 特定機能病院の名称の使用承認
- エイズ治療拠点病院
- 大阪府災害拠点病院
- 感染症予防法による指定届出機関(基幹定点)
- 大阪府三次救急医療機関
- 大阪府肝炎専門医療機関
- 覚せい剤取締法による国の開設する覚せい剤施用機関
- 障害者総合支援法による更生医療
- 障害者総合支援法による育成医療
- 障害者総合支援法による精神通院
- 入管難民法による出入国管理及び難民認定法に基づく指定医
- 大阪府総合周産期母子医療センター指定
- 医療観察法による指定通院
- 大阪府肝疾患診療連携拠点病院
- 児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関
- 難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関
- 臨床教授等指定病院
- 医療法上の臨床研究中核病院
- がんゲノム医療中核拠点病院
- 大阪府難病診療連携拠点病院
- 外国人患者受入れ医療機関
- 小児がん連携病院
- 大阪府小児がん拠点病院
- 地域がん診療連携拠点病院(高度型)
- 大阪府てんかん診療拠点機関
- 大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関
- 大阪府がん患者妊よう性温存治療実施医療機関

※太字は大阪府による承認指定

[先進医療]

- タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- 子宮内膜受容能検査
- 自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療
胸髄損傷(損傷後十二月以上経過してもなお下肢が完全な運動麻痺(米国脊髄損傷教会によるAISがAである患者に係るものに限る。)を呈するものに限る。)
- テモゾロミド用量強化療法 腫芽腫(初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。)
- 術後のアスピリン経口投与療法
下部直腸を除く大腸がん(ステージがⅢ期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)

[収入と支出] (2021年度) ※受託研究等外部資金及び施設費は除く

収入 (単位:千円)

区分	金額
運営費交付金	3,882,677
附属病院収入	43,136,407
その他収入	5,209,984
合計	52,229,068

支出 (単位:千円)

区分	金額
人件費	17,606,093
医療費	21,323,015
債務償還経費	1,003,854
業務費	10,515,653
再開発積立金	1,280,453
借入金返済	500,000
合計	52,229,068

[受託研究等外部資金及び施設費]

外部資金受入額 (単位:千円)

区分	金額
受託研究等収入	495,874
受託研究	495,874
治験	613,264
共同研究	129,714
受託実習生	16,416
受託事業等収入	103
病院研修生	103
その他	9,385
共同事業	14,400
寄付金収入	83,727
補助金等収入	3,564,749
合計	4,927,632

施設費 (単位:千円)

区分	金額
施設整備	再開発事業
合計	1,350,445

トランスレーショナルリサーチの推進

新しい医療を開発し、臨床の場で試用してその有効性と安全性を確認し、日常医療へ応用していくトランスレーショナルリサーチ(TR)を実践推進していきます。

- TRの実施件数 (2021年度)
- 新規TRシーズ支援件数: 31件
- 臨床研究新規許可件数: 4件
(内2件医師主導治験)

診療と教育・研究のグローバル化

本院では2013年4月に、外国人診療や外国人医療研修に関連する様々な業務やコーディネートを一貫して行う部署として、国際医療センターを設置し、各部署と連携しながら診療・教育・研究のグローバル化を目指して下記の事業に取り組んでいます。

国際診療支援基盤整備

- 海外からの患者受入れ体制の整備
- 海外からの医療研修受入れの推進
- 国際医療ネットワーク形成

アウトバウンド

- 世界市場への日本の医薬品・医療機器の展開
- 国際共同治験・共同研究の推進
- 日本の医療システムの海外進出

国際医療教育・研究

- 大阪大学内外の研究・教育施設との協力による国際医療教育・研究の推進

国際機能評価

- 外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)認証(2022年認証更新予定)
- ジャパンインターナショナル ホスピタルズ(JIH)に推奨
- 大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関に選定(2019年10月)

Limited Japanese Proficiency (LJP) 患者対応延べ数

※LJP: 医療通訳を必要とする日本語が母語でない、もしくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者

